

平成29年度 第1回田川市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

1 日時

平成29年11月14日（火） 14時から

2 場所

市役所 1階 15会議室

3 出席者

(1) 審議会委員

吉村会長、森脇副会長、圖師委員、柳井委員（5人中4人）

(2) 事務局職員（総務課）

盛坪課長、柴崎課長補佐、二場係長、中村主事

4 会議内容

(1) 議事録署名人の選出 圖師委員

(2) 議題

ア 個人情報取扱事務届出の報告について（事務局説明）

会 長：事務局に報告を求める。

事務局：（資料に基づき報告）

会 長：質問、意見はないか。

委 員：なし。

イ 平成28年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について（事務局説明）

会 長：事務局に報告を求める。

事務局：（資料に基づき報告）

会 長：質問、意見はないか。

副会長：個人情報保護条例に基づく請求で、消去の請求が1件あったということ  
だが、この内容は資料の中に記載があるか。

事務局：資料3の自己情報開示請求状況のNo.3がそれにあたる。

会 長：他にないか。

委 員：なし。

ウ 情報公開及び個人情報保護制度の概要について（事務局説明）

会 長：事務局に説明を求める。

事務局：（資料に基づき説明）

会 長：質問、意見はないか。

副会長：議題の「その他」の部分に入る内容かもしれないが、国の定める「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が改正され、個人識別符号がついているものが個人情報の定義に含まれる等、個人情報の定義が少し変わった。田川市の個人情報保護条例は、新しい定義に対応していないようだが、今後改正の予定はあるか。

事務局：直近での改正の予定は無いが、個人識別情報については、今後統計などで活用を図ることになっている。今後、近隣自治体で制度の導入が進む場合、他の自治体との足並みを揃える形で改正を行い、その際に定義も揃えたいと考えている。

会 長：他にないか。

委 員：なし。

会 長：全体についてもないか。

委 員：なし。

エ その他

事務局：2点ほど報告と提案がある。まず、前々年度に、情報公開制度、個人情報保護制度に対してそれぞれ異議申立て等があり、当審議会でも審議をいただいた。その件がその後訴訟となっていた。この度双方とも結審したため、その経過報告をしたい。

事務局：情報公開制度に関する訴えと個人情報保護制度に関する訴えがそれぞれ1件ずつ、合わせて2件の訴えが提起されていた。まず、情報開示請求に関する訴えについて。事件名は「公文書不開示決定処分取消等請求事件」であるが、これは平成27年の10月に訴状を受領していた。内容は、審査請求人が行った情報開示請求に対し市が行った非開示決定処分についてである。これは請求人の子の名前や、子と同じ施設に通う方の名前等が含まれるものであったため、そのことを理由とし、非開示決定処分

を行っていたのだが、その処分について取消しと情報の開示、損害賠償を求める訴えがあった。請求人は、妻が子を虐待しており、そのために子の情報開示が必要であると主張し、そのことが争点の一つとなった。このことについて、母が子を虐待しているという事実は認められず、訴えには理由が無いとし、全て却下又は棄却された。これに対し請求人は控訴し、その結果が平成28年12月に出ているが、内容は第一審と変わらず、全て却下又は棄却されている。まず、これが情報公開制度に関する訴えである。

次に、個人情報保護制度に関する訴えについて。事件名は「自己情報不開示決定処分取消等請求事件」であるが、これは平成28年2月に訴状を受領していたものである。これは、審査請求人が法定代理人として子に代わり行った子の自己情報開示請求に対し、子自身が自己情報を欲しておらず、監護権者である母親も開示に反対していることから、審査請求人が行った請求は代理権不適格であるとして却下処分を行っている。その処分について、子の法定代理人として、その取消しと自己情報の開示を求めるものであった。判決は、未成年者の訴訟行為は法定代理人である父母が共同して行わなければならないとし、今回父である請求人単独で行った訴えは却下された。控訴がなされなかったため、第一審で判決が確定した。これが平成29年6月のことである。以上である。

会 長：質問、意見はないか。

委 員：なし。

事務局：もう1件は、会議の公開の在り方についての提案である。現在田川市では、市政の透明性の向上、公正で開かれた市政の推進を目的に、更なる情報公開を進めていこうとしているところであり、附属機関等との会議も公開をしていこうという大きな流れがある。当審議会についてもその対象となる。今推し進めている会議の公開の方法としては、傍聴と、ホームページ上での議事録の公開の2つである。今回は、本日の会議について、ホームページ上で公開してよいかどうか、お諮りしたい。

副会長：先ほど説明のあった訴訟に関する部分についても含めて公開するのか。それとも、その部分を省いて一部公開という形にするのか。

事務局：会議の公開に関しては、傍聴にしても、議事録の公開にしても、先にルールを作って行うべきだと思うが、今回は、昨年度の事業報告等であったため、事務局としては公開しても差し支えないだろうという前提のもとで、議事録の公開を提案した。先ほどの訴訟経過の報告については、個人名等が出る話ではなく、異議申し立ての段階で当審議会も係った案件であったため、その結果を報告した。本日の議事内容については、公開に差し支えはないと考える。

委員：今後は毎回審議会の冒頭で傍聴や会議録の公開について検討していくことになるのか。

事務局：次回の会議までに、審議会の会議の公開規程のようなものの原案を事務局の方で作成し、提案したいと考えている。当審議会はその特殊性から、かなりの個人情報等が飛び交う可能性がある。そういった場合、当然傍聴は制限するし、会議録の内容も伏せることになると思う。そのあたりについては、次回までに整理をした上で提案をし、当審議会の承認をいただければ、そのルールに基づいて行う、という風に考えている。

委員：公開できる範囲での公開を行い、内容的に公開が難しいものについては最初から控えるという考え方でよいか。

事務局：そうである。先ほどのような訴訟や審査請求等があった場合は、恐らく傍聴も禁止になるだろう。そうしなければ、公正な審議はできないと思う。そういった部分を規程等で明確にしたいと考えている。

副会長：個別案件の審査を行う場合等は議事録でもその部分は開示せず傍聴も制限し、今回のように届出の報告や制度の運用状況、個人情報の定義に関する議論等は公開の対象とする、という考え方は、適切だと考える。

会長：個人情報等が多く入る場合は当然傍聴等を制限することになると思うが、そうでない場合は公開するというのが原則である。今日のように報告のみであれば、一般の方々にも見ていただき、考えてもらうというのは良いことだと思う。今日のことについては依存ない。

事務局：では、本日の会議録については、調整でき次第ホームページで公開する。規程については事務局で案を作成し、次回の会議でお諮りし、御討議いただくという形で進めたい。

会 長：案ができたなら、会議の前に事前に配布してもらえないだろうか。検討する時間をいただきたい。

事務局：事前に送るようにしたい。

会 長：他に意見はないか。

委 員：なし。

会 長：それではこれで会議を終了する。次回の開催予定はいつか。

事務局：何もなければ来年度になる。

副会長：先ほど言っていた会議の規程等についても来年か。

事務局：わざわざそのために集まるのではなく、次回の会議の冒頭で検討し、その会議から適用するような形を考えている。

副会長：会議がなければ適用する可能性もないので、それでよいと思う。何か審査請求等があれば、その時に併せて審議を行うということでよいか。

事務局：そのようにしたい。

( 1 4 時 2 2 分閉会)